

#### IV. 指定発言

##### 「くも膜下出血の山下氏と労働災害」

岩城 穰氏 いわき総合法律事務所弁護士

〈岩城先生のご感想〉

岩城先生は山下氏側の弁護士さんです。関西からわざわざ関東の果てまでご参加いただき、日程もお忙しいところ無理を押してご参加いただきました。

昨年東京の会合で、山下氏の労災認定に使われた正和氏と新宮氏の意見書を見せていただきました。正和氏意見書にはかなり現実と異なる記載があり、認定が認められなかったのは意見書のせいと思い、怒りのようなものを覚えました。演者としてご参加いただいた今田先生も同じ感想を述べておられました。

三人の講師による講演が終わった後ディスカッションになりましたが、ディスカッションの冒頭、岩城先生から次のようなご意見をお聞きすることが出来ました。

「論点の一つは、山下氏個人の素因に問題があったとする正和氏の意見書だが、もっと重要なのは山下氏の過重労働を裁判所が認めていないことだ」という意外なものでした。

山下氏の業務は海外出張が多く、発症4か月間のうち49日間（41%）が海外出張で占められていました。しかし、厚労省は出張のための移動にかかる時間は労働時間と認めない扱いをしているため、労働時間としてカウントされていません。

また、山下氏は、海外にいる社員や製造委託先との時間外のメール対応に一日に3時間以上を要していました。このメール対応は、時差や異なる取引慣行の中で、英語でやり取りをしたり、商品の細かな色合いや仕様について指示をしたり、製造開始や工場出荷直前に差し止めをするなど緊急を要するものもあり、山下氏の業務の中で重要な部分を占め、また精神的ストレスも強いものでしたが、この重要なメールをすべて会社が破棄したため、残っていないのです。会社は、会社のサーバーにトラブルがありシステムを交換した際に廃棄されてしまったとしていますが、このようなメールは会社にとって大切なものであり、すべて廃棄され現存していないとは考えられません。おまけに、海外にいて山下さんと頻りにメールのやり取りをしていた会社の後輩が、山下さんにはいっさい協力できない、自分の手元にあったメールは破棄したとしています。

これらの移動時間やメール対応時間が正当に労働時間と認定されれば、発症前4か月間の時間外労働は100時間を優に超えるのですが、認定されなければ山下さんの時間外労働時間は認定基準の数字に達しない、とのことでした。

医学的にもいろいろ理解できない問題がありましたが、この件を聞くと、医学以外の不条理さに新たな怒りが生まれます。移動時間を認めないのはどんな理由があるか伺いませんでしたが、これではブラジルへの出張も韓国の出張と区別されないことになり、一国の政府の見解としては信じられません。三権分立を旨とする国家ならこんなルールは司法が覆すべきであり、そのために裁判所があるのではないかと思います。国民権利の立場から岩城先生にはぜひ頑張ってくださいと思います。

ディスカッションではメールの消去に話題が集中しました。顧客とのやりとりも入っているメールは会社の防御のためでもあり、会社を挙げて消去することは考えられません。後輩の協力拒否の裏には企業の圧力があるに決まっているといった人がいました。会社には社員の証言の自由を保障する責任があり、社員の非協力を責めるのではなく、会社に証言の自由を保障させる手続きなどはないもののでしょうか。会社が圧力をかけたのであれば、窮地に立った後輩の立場は微妙で、後輩を救う形で作戦が考えられないものかと感じてしまいます。

岩城先生はその他のご感想として、新しい根拠を盛り込んだ今田先生の意見書には、反論を進めるうえで力になり、佐々木先生のご講演では、新たな視点で労働災害を見ることが出来ると感じ、有意義だったと述べられました。岩城先生にはこれからも頑張ってくださいよう私たちもエールを送りたいと思います。(中澤記)